フロン類算定漏えい量報告マニュアル (Ver. 2.95 令和7年8月)

修正履歴

令和7年8月修正(Ver.2.95)

- (1) p.Ⅲ-43 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 厚生労働省の内線番号を変更
- (2) p.IV-108 (第IV編 6(2)) 厚生労働省の内線番号を変更

令和7年3月修正(Ver.2.94)

- (3) p.Ⅲ-43 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 経済産業省の担当局部課名を変更
- (4) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.3.1(2)) ほか 脚注 8 のフロン法ポータルサイト URL の「http:」を「https:」に変更
- (5) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2.4④) 脚注 11 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (6) p.Ⅲ-14 (第Ⅲ編 3.2.1(1)④-1) 脚注 13 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (7) p.Ⅲ-24 (第Ⅲ編 3.2.1(4)(ア)⑤) 脚注 14 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (8) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 3.2.2③) 脚注 15 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (9) p.IV-108 (第IV編 6(1),(2)) 経済産業省の担当局部課名を変更

令和7年2月修正(Ver.2.93)

- (1) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1(5)) 「報告書作成支援ツール利用マニュアル」を「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム 操作マニュアル」に変更し、操作マニュアルの URL を脚注に追記
- (2) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.3.1) 「EEGS 操作説明書」を「EEGS 操作マニュアル」に変更し、操作マニュアルの URL を脚注に追記
- (3) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.3.1(2)) 「EEGS 操作説明書」を「EEGS 操作マニュアル」に変更し、操作マニュアルの URL を脚注に追記
- (4) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.3.1(2)③) EEGS でアップロードできるファイルから「従来の報告書作成支援ツールで出力された XML ファイル」を削除
- (5) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.3.2(2)) 「EEGS 操作説明書」を「EEGS 操作マニュアル」に変更 し、操作マニュアルの URL を脚注に追記
- (6) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2.4④) 脚注 11 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (7) p.Ⅲ-14 (第Ⅲ編 3.2.1(1)④-1) 脚注 13 の特定排出者コード検索の URL を変更

- (8) p.Ⅲ-24 (第Ⅲ編 3.2.1(4)(ア)⑤) 脚注 14 の特定排出者コード検索の URL を変更
- (9) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 3.2.2③) 脚注 15 の特定排出者コード検索の URL を変更

令和6年7月修正(Ver.2.92)

- (1) p.Ⅲ-40 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-1 児童福祉事業、障害者福祉事業 (障害児を対象とする ものに限る) の所管を厚生労働大臣から内閣総理大臣 (こども家庭庁) に変更
- (2) p.Ⅲ-43 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 こども家庭庁の担当局部課、連絡先を追加
- (3) p.IV-108 (第IV編 6) こども家庭庁の問い合わせ先を追加

令和6年6月修正(Ver.2.91)

- (1) p.Ⅲ-40,Ⅲ-42 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-1 上水道業の所管を厚生労働大臣から国土交通 大臣に変更
- (2) p.Ⅲ-44 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 国土交通省の水道業、下水道業の担当局部課、連絡先 を修正

令和6年6月修正(Ver.2.9)

- (1) p. I-2 (第 I 編 1.1) 図 I-1-3 フロン排出抑制法の概要を更新
- (2) p. I -5 (第 I 編 1.2(3)) 表 I -1-1 において温室効果ガス排出量算定・報告・公 表制度の開示部分を修正
- (3) p. II -24 (第 II 編 3.3) 計算例で使用する GWP を 2023 年度実績以降に適用する GWP に変更
- (4) p. II -25~28 (第 II 編 3.3) 表 II -3-1 に 2023 年度実績 (2024 年度に報告) 以降の 算定漏えい量の算定に適用する冷媒の種類及び GWP の表を移動
- (5) p. II -29~31 (第 II 編 3.3) 表 II -3-2 に 2022 年度実績(2023 年度に報告)までの 算定漏えい量の算定に適用した冷媒の種類及び GWP の表を移動
- (6) p. II -35~36 (第 II 編 3.5) 表 II -3-5 及び表 II -3-6 において適用する GWP を新表 II -3-1 に記載の値に変更
- (7) p.Ⅲ-15 (第Ⅲ編 3.2.1(1)) 日本標準産業分類が 2024 年 4 月から改定され、一部 の事業について事業名又は事業コードが従前とは異なる旨を記載
- (8) p.Ⅲ-17 (第Ⅲ編 3.2.1(2) (7)に同じ

- (9) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 3.2.1(3)) 2023 年度実績 (2024 年度に報告) 以降の算定漏えい 量の算定に適用する冷媒の種類及び GWP の参照先を記載
- (10) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 3.2.1(3)) (7)に同じ
- (11) p.Ⅲ-24~25 (第Ⅲ編 3.2.1(4)) (7)に同じ
- (12) p.Ⅲ-26 (第Ⅲ編 3.2.1(4)) (9)に同じ
- (13) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 3.2.2) (7)に同じ
- (14) p.IV-4~7(第IV編 1.1(4),(5)) 各表で使用する GWP を 2023 年度実績以降に適用する GWP に変更
- (15) p.IV-13~17 (第IV編 1.2(4),(5)) (14)に同じ
- (16) p.IV-21~24 (第IV編 1.3(4),(5)) (14)に同じ
- (17) p.IV-48~88 (第IV編 3) 産業分類コード (日本標準産業分類) の一覧表を「令和 5 年 6 月改定、令和 6 年 4 月施行」に変更

令和5年4月修正(Ver.2.8)

- (1) p. II -24 (第 II 編 3.3) フロン類 GWP 告示が 2023 年度実績(2024 年度に報告) から変更となる旨を記載
- (2) p. II -24 (第 II 編 3.3) EEGS に報告書作成支援ツールの機能が実装される旨を記載
- (3) p. II -25~28 (第 II 編 3.3) 表 II -3-1 に 2022 年度実績 (2023 年度に報告) までの 算定漏えい量の算定に適用する GWP である旨を追記
- (4) p. II -29~32 (第 II 編 3.3) 表 II -3-2 に 2023 年度実績 (2024 年度に報告) 以降の 算定漏えい量の算定に適用する冷媒の種類及び GWP の表を追加
- (5) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1(5)) EEGS に報告書作成支援ツールの機能が実装される旨を記載
- (6) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.3.1(4)) EEGS での報告書の入力又はアップロード方法に、 EEGS に実装される報告書作成支援ツールを使用する方法を追加
- (7) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 3.2.(3)(イ)①) フロン類の種類に関し、「その他フロン類」 及び「その他混合冷媒」の説明を追加
- (8) p.Ⅲ-26 (第Ⅲ編 3.2.(4)(ア)①) フロン類の種類に関し、「その他フロン類」 及び「その他混合冷媒」の説明を追加
- (9) p.Ⅲ-43 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 各省庁の提出窓口の FAX 番号を削除、防衛省の担当 局部課名を変更、内閣官房、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、防 衛省の電話番号を変更
- (10) p.IV-45 (第IV編 2.1(5)) フロン類 GWP 告示を 2023 年 4 月改正後の内容に変更
- (11) p.IV-110 (第IV編 6.) 各省庁の問い合わせ先の FAX 番号を削除、防衛省の担 当局部課名を変更、内閣官房、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、防

令和 4 年 3 月修正(Ver.2.7)

- (1) p.Ⅲ-3~38 (第Ⅲ編 2.~4.) 「2.電子報告による提出」「3.書面による提出」「4.時期ディスクによる提出」の順に記載順を変更
- (2) p.Ⅲ-3~7 (第Ⅲ編 2.) 「フロン法電子報告システム」を「省エネ法・温対 法・フロン法電子報告システム」又は「EEGS」に変更
- (3) p.Ⅲ-6 (第Ⅲ編 2.3.2(1)) 届出書の様式のうち、別紙様式(電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書)に関する記載を削除
- (4) p.IV-100 (第IV編 4.) 別紙様式「電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼 用申請書」を削除

令和3年8月修正(Ver.2.6)

- (1) p.Ⅲ-42~43 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく提出窓口一覧 農林水産省・国土交通省の担当局部課名の変更、警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・国税庁・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省の電話番号の変更、国税庁・厚生労働省・国土交通省の FAX 番号の変更
- (2) p.IV-110 (第IV編 6(1)) フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先 環境省の電話番号の変更
- (3) p.IV-110 (第IV編 6(2)) 事業所管省庁の問い合わせ先 農林水産省の担当局部 課名の変更、警察庁・金融庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・農林 水産省・国土交通省・環境省の電話番号の変更、厚生労働省の FAX 番号の変更

令和3年1月修正(Ver.2.5)

- (1) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.2.1) 図Ⅲ-2-1 の「印」を削除。旧備考 2 を削除、旧備考 3 以降 の番号を繰り上げ。
- (2) p.Ⅲ-6 (第Ⅲ編 2.2.1) ③代表者印の押印の記載を削除。図Ⅲ-2-2 の「印」を削除、注の押印の記載を削除。
- (3) p.Ⅲ-29 (第Ⅲ編 3.3) 図Ⅲ-3-1 の「印」を削除。旧備考 3 を削除、旧備考 4 以降 の番号を繰り上げ。

- (4) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 3.3) ③代表者印の押印の記載を削除
- (5) p.Ⅲ-37 (第Ⅲ編 4.4) 図Ⅲ-4-2 の「印」を削除
- (6) p.Ⅲ-38 (第Ⅲ編 4.4) ③代表者印の押印の記載を削除
- (7) p.IV-91 (第IV編 4) 様式第1の報告者の「印」を削除。旧備考2を削除、旧備考3以降の番号を繰り上げ。
- (8) p.IV-99 (第IV編 4) 様式第3の提出者の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備 考4以降の番号を繰り上げ。
- (9) p.IV-100 (第IV編 4) 様式第4の提出者の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備 考4以降の番号を繰り上げ。
- (10) p.IV-101 (第IV編 4) 別紙の提出者の「印」を削除
- (11) p.IV-102 (第IV編 4) 様式第5の提出者の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備考4以降の番号を繰り上げ。
- (12) p.W-103 (第IV編 4) 様式第6の提出者の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備考4以降の番号を繰り上げ。
- (13) p.IV-104 (第IV編 5(1)) 3 報告者の代表者印に関する記載を削除
- (14) p.IV-109 (第IV編 5(4)) 3 提出者の代表者印に関する記載を削除
- (15) 図Ⅲ-2-1の「印」を削除。旧備考2を削除、旧備考3以降の番号を繰り上げ。

令和2年6月修正(Ver.2.4)

- (1) p. II -21 (第III編 3.1) 2 段落目の記載を修正
- (2) p. II -24 (第Ⅲ編 3.3) 年度をまたいだ整備の扱いについて追記
- (3) p.IV-4 (第IV編 1.1(4)) 年度をまたいだ整備の扱いについて脚注に追記
- (4) p.IV-14 (第IV編 1.2(4)) 年度をまたいだ整備の扱いについて脚注に追記
- (5) p.IV-23 (第IV編 1.3(4)) 年度をまたいだ整備の扱いについて脚注に追記
- (6) p.IV-110 (第IV編 6.(2)) 事業所管省庁の問い合わせ先 外務省の電話番号の修正

令和2年3月修正(Ver.2.3)

- (1) p. I -1~3 (第 I 編 1.1) 令和元年法改正を踏まえて全体を更新
- (2) p. II -1 (第 II 編 1.1) 特定事業所について追記
- (3) p. II 3 (第 II 編 1.1) 第一種特定製品の考え方について追記
- (4) p.Ⅱ-7 (第Ⅱ編 1.2) 企業組織の改編(合併、会社分割、廃業等)に伴う報告者 の判断の例について追記

- (5) p. II -21~22 (第 II 編 3.1) フロン類漏えい量算定方法の基本的考え方について追記
- (6) p. II 27 (第 II 編 3.4) フランチャイズチェーン事業者(連鎖化事業者)の報告義 務について追記
- (7) p.Ⅲ-42、44(第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく提 出窓口一覧 警察庁、厚生労働省の担当局部課名の変更、法務省の電話番号の変更、国 土交通省内での提出先が不明な場合の提出先を追記
- (8) p.IV-33~34 (第IV編 2.1(1)) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号)(抄)の条項番号を修正
- (9) p.IV-110 (第IV編 6(2)) 事業所管省庁の問い合わせ先 警察庁、厚生労働省の担当局 部課名の変更、法務省の電話番号の変更。

平成 31 年 3 月修正 (Ver.2.2)

- (1) 全体 文章が正確にわかりやすくなるよう修正。参照番号表記の統一。「平成」表記を西暦に修正。
- (2) p. I -6 (第 I 編 2)、p,Ⅲ-23、25 (第Ⅲ編 2.2.2) H29 年度の集計結果の関連情報の公表方法に関する記述を更新
- (3) p. II-21 (第 II 編 3.1) フロン類漏えい量算定方法の基本的考え方について追記
- (4) p.Ⅲ-20 (第Ⅲ編 2.2.2) 様式 2 の字数制限について追記
- (5) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 2.2.2) 様式 2 の字数制限、記入できない情報について追記
- (6) p.Ⅲ-35~36 (第Ⅲ編 4.3.2) 様式第 4 別紙の様式名称 (電子情報処理組織の使用に係る識別符号兼用申請書) 追記
- (7) p.Ⅲ-42 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく提出窓口一覧 警察庁の FAX 番号、金融庁の担当局課名、文部科学省の担当局課名、FAX 番号、厚生労働省の担当課名を変更
- (8) p.IV-i (第IV編 目次 4.4) 様式第4 別紙を追記
- (9) p.IV-90 (第IV編 4.) 表IV-4-1 フロン類漏えい量算定・報告制度に関する報告等の様式 について別紙等を追記したうえ、わかりやすくなるよう修正
- (10) p.IV-110 (第IV編 6.(2)) 事業所管官庁の問い合わせ先 警察庁の FAX 番号、金融庁の担当局課名、文部科学省の担当局課名、FAX 番号、厚生労働省の担当課名、国土交通省の担当課名と内線番号の一部を変更
- (11)(3)の修正に伴う目次(第Ⅱ編3.)のページ数の修正

平成 30 年 3 月修正 (Ver.2.1)

- (1) 全体 文章が正確にわかりやすくなるよう修正。
- (2) p. I-5 (第 I 編 1.2) 類似制度についての記述を更新
- (3) p. I-6 (第 I 編 2) 集計結果の公表・開示についての項を新設
- (4) p. II-27 (第 II 編 3.4) フランチャイズチェーン事業者の報告について追記
- (5) pp. II -28~29 (第 II 編 3.5) 取りまとめ例を更新
- (6) p.Ⅲ-3 (第Ⅲ編 2.1) 様式第 2 の記載趣旨について追記
- (7) p.Ⅲ-13 (第Ⅲ編 2.2.1) コラム「漏えい量の報告値」の記述を更新
- (8) pp.Ⅲ-21~26 (第Ⅲ編 2.2.2) 様式第2の記載例及び推奨する記載方法について追記。
- (9) pp.IV-4~26 (第IV編 1.1~1.3) 取りまとめ例を更新

平成 29 年 3 月修正 (Ver.2.0)

- (1) 全体 文章が正確にわかりやすくなるよう修正。
- (2) p. I -1 (第 I 編 1.1) 文章を大幅に改訂。制度概要図を削除。すべての第一種特定製品の管理者がフロン類算定漏えい量の算定を行う必要がある旨を追記。PRTR にて都道府県通知がある旨を記載。
- (3) p. II 5 (第 II 編 1.1) 所有者の考え方に関する文章を簡潔に修正。
- (4) p. II-7 (第 II 編 1.1) 企業組織の改編(合併、会社分割、廃業等) に伴う報告者の判断 の例についての記述を追加。
- (5) p.Ⅱ-17 (第Ⅱ編 2.3) 移動体の例示に航空機を追記。外航船や漁業船の扱いについて 記述を追加。
- (6) p.Ⅱ-21 (第Ⅱ編 3.1) 充填・回収が年度をまたぐ場合、点検業者の過失について追 記。廃棄する機器について表現を修正。
- (7) p.Ⅱ-23 (第Ⅱ編 3.3) 新告示に合わせて記述を修正。また、告示にない混合冷媒の算 定漏えい量の計算方法を追記。
- (8) p. II 24 (第 II 編 3.3) フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP を更新
- (9) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.2.1) 提出前にチェックシートを使った確認を行うよう注意書きを追 記。
- (10) p.Ⅲ-5,10,14,16,18 等 (第Ⅲ編 2.2.1(1))(2)(4)) 主たる事業の例示を「1631 石油化学 系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む)」に変更 (所管大臣が明確な 業種に変更)。
- (11) p.Ⅲ-6 等 (第Ⅲ編 2.2.1(1)等)「あて先」の注記を追加。また報告者住所のふりがなの 注記を追加。

- (12) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.2.1(1)) 「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合に問い合わせてほしい旨を追記。
- (13) p.III-7,17,22,36 等 (第III編 2.2.1(1)(4),2.2.2②, 3.3.2(2)等) 特定漏えい者コードに関する記述を実態に合わせ修正
- (14) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2.2.1(1)) 担当者が報告者である事業者に所属する必要がある旨追記。
- (15) p.Ⅲ-14 (第Ⅲ編 2.2.1(2)) 特定漏えい者が一つの事業所の場合、特定事業所としての報告が必要となる旨を追記。
- (16) p.Ⅲ-20 (第Ⅲ編 2.2.2) 様式第2で報告者以外が特定される表現は避けるよう追記。
- (17) p.Ⅲ-25 (第Ⅲ編 3.3.2(2)) 対応 OS を更新。電子ファイルの種類に PDF 形式を追加、ワープロソフトと表計算ソフトの形式を更新。
- (18) p.Ⅲ-31 (第Ⅲ編 3.3.1) 全体を修文。取り下げ及び差し戻しを別項に移動。
- (19) p.Ⅲ-31 (第Ⅲ編 3.3.1(1)) 電子報告システムの URL を更新。
- (20) p.Ⅲ-33 (第Ⅲ編 3.3.2(2) アクセスキーの有効期限に関する記述を追加。
- (21) p.Ⅲ-40 (第Ⅲ編 5.) 「表Ⅲ-5-4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく提出窓口一覧」宮内庁 担当局部課名変更。国税庁、財務省の切り分けを明記、電話番号を変更。文部科学省 連絡先電話番号変更、農林水産省 担当課名変更。
- (22) p.IV-27 (第IV編 付録) 表IV-2-1 フロン排出抑制法関連法令等一覧(5)発令年号
- (23) p.IV-36~48 (第IV編 付録) 施行規則、命令、GWP 告示 (H28/4 施行) の更新。附則 の追加。
- (24) p.IV-104~106 (第IV編 5) 様式 1 の記入チェックシートのチェック項目を追加。追加項目は以下の通り。
 - 提出先が「○○省」「事業所管大臣」「○○太郎(個人名)大臣」となっていない ことを確認すること
 - 代表者の役職名の記載を確認すること
 - 主たる事業以外の事業について、主たる事業との重複を確認すること
 - 特定漏えい者が一つの事業所等から構成される場合、特定事業所としても報告を 行うこと
- (25) p.IV-110 (第IV編 6.(2)) 事業所管官庁の問い合わせ先 内閣府 内線番号、外務省 内線番号、財務省 電話番号、文部科学省 電話番号、厚生労働省 担当局部課、農林水産省 担当局部課を修正。

平成 28 年 3 月修正 (Ver.1.2)

- (1) 第Ⅲ編全般
- 電子申請を電子報告に修正
- (2) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.)
- (3) 提出方法の選択に電子報告システムについての説明

を追加

- (3) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.) (5) 報告書作成支援ツールの解説を追加
- (4) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 4.) 電子報告システムについての説明を追加
- (5) p.Ⅲ-31~35 (第Ⅲ編 4.3) 「4.3 電子報告システムによる提出の方法」を追加
- (6) p.Ⅲ-38 (第Ⅲ編 5.) 「表Ⅲ-5-3 事業別所管大臣の一覧 (3/3)」国土交通大臣 の所管する事業に、モーターボート競技場を追加
- (7) p.Ⅲ-38 (第Ⅲ編 5.) 「表Ⅲ-5-3 事業別所管大臣の一覧(3/3)」(注2)の表の第4項(地方公営企業) 政令の公布日と引用している条項番号を「地方財政法施行令(昭和 23 年政令第 267 号)第46条」に修正
- (8) p.W-i (第V編 0) 目次 5.様式に 5.3 (磁気ディスクの提出表)、 $5.4\sim5.6$ (電子情報処理使用時の様式)、6.0 チェックシートの項目を追加
- (9) p.IV-2 (第IV編 1) 製造業者において本制度の下で算定対象となりうる範囲に 「移動体」を追加。説明図の千葉県内に(他社事業所)を追加
- (10) p.IV-3 (第IV編 1) 表IV-1-1 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例についての事例と解説の修正(他社事業所設置機器についての記述)、(3) 整備者・充塡回収業者への周知の説明文に(製造業者)を追加
- (11) p.IV-4~5 (第IV編 1) 表IV-1·2 事業所別の第一種特定製品種類リストと算定漏えい量の取りまとめ例についての事例と解説の修正 (他社事業所設置機器についての記述)、表IV-1·3 都道府県別/冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例内に千葉県 (他社スーパー) の漏えい量を追加
- (12) p.IV-6 (第IV編 1) 排出量の報告に報告時の小数点の切り捨て方法について説明文を追加。表IV-1-4 様式第 1 第 1 表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量に 千葉県の漏えい量を追加
- (13) p.IV-11 (第IV編 1) 表IV-1-7 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例の表の説明文 設置形態を所有形態に変更
- (14) p.IV-17 (第IV編 1) (5) 排出量の報告内に少数点以下の切り捨て方法についての説明文を追加
- (15) p.IV-19 (第IV編 1) 埼玉県内の説明文内、「事業所外」を「他社事業所」に変更
- (16) p.IV-20 (第IV編 1) 表IV-1-13 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例に埼玉県(他社事業所)にある機器について説明を追加。説明文に他社事業所設置機器の算定報告について説明文を追加
- (17) p.IV-20 (第IV編 1) 表IV-1-14 報告対象となる事業所と第一種特定製品種類リストの取りまとめ例に埼玉県(他社事業所)の漏えい量について項目を追加。説明文に他社事業所の漏えい量が 1,000t-C02 以上となっても、特定事業所とみなさないことを追加

- (18) p.IV-22 (第IV編 1) 表IV-1-15 都道府県別/冷媒種類別のフロン類漏えい量取りまとめ例に埼玉県(他社事業所)の漏えい量について項目を追加
- (19) p.IV-23 (第IV編 1) 表IV-1-16 様式第 1 第 1 表 特定漏えい者のフロン類算 定漏えい量に埼玉県(他社事業所)の漏えい量について項目を追加。説明文内に小数 点以下の切り捨て方法について説明文を追加
- (20) p.IV-87 (第IV編 5.) 表IV-5-1 様式第一の内容を修正。また、表に注釈 (※ 1) を追加
- (21) p.IV-97~102 (第IV編) 6.チェックシート 確認事項の以下の項目の説明を修正

平成 28 年 3 月修正 (Ver.1.1)

- (2) p. I-6 (第 I 編 1.2) 表 I-1-1 集計方法の記載を修正
- (3) p. II -15 (第 II 編 2.2) 表 II -2-2 ビルの所有に準じて考える場合の第一種特定製品 の管理者の考え方の状況と対応についての解説の修正
- (4) p. II -19 (第 II 編 2.4) 他社の事業所等に設置された自らが管理する第一種特定製品についての解説の修正
- (5) p. II -20 (第 II 編 2.4) 表 II -2-5 第一種特定製品の取りまとめ例についての事例と 解説の修正
- (6) p. II -24 (第 II 編 3.3) 表 II -3-1 R-113 の冷媒名称をトリクロロトリフルオロエタ ンに修正
- (7) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.) (3) ③「2.書面による提出」の参照ページの修正
- (8) p.Ⅲ-33 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-3 事業別所管大臣の一覧の注2の「事業内容の判断が困難である場合には」の4地方公営企業の注釈の削除
- (9) p.Ⅲ-34 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧に国税庁を追加
- (10) p.Ⅲ-34 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-4 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧 厚生労働省の担当課を変更
- (11) p.IV-87 (第IV編 5.) 表IV-5-1 様式第一の内容を修正。また、表に注釈 (※ 1) を追記
- (12) p.IV-97~102 (第IV編) 6.チェックシート 確認事項の以下の項目の説明を修正。 (1) 様式第1 記入チェックシート

【フロン類算定漏えい量等の報告書】 3.報告者、5.特定漏えい者の名称、特定漏えい者の名称、所在地、主たる事業、事業コード、担当者(問い合わせ先)

【特定漏えい者単位の報告】 第1表 2. フロン類の種類、3.算定漏えい量、4.

実漏えい量、5.合計、6.特定漏えい者全体、7.都道府県 第2表 2.特定事業者の名称

【特定事業所単位の報告】 別紙 1.特定事業所番号、2.特定事業所の名称、3.所 在地、10.担当者(問い合わせ先)

別紙第1表 1.フロン類の種類、2.算定フロン量、3.

実漏えい量、4.合計

(2) 様式第2 記入チェックシート 7. 関連情報